

はお玉桜ですか、そういうふうになってきたわけですが、そういう民間の皆さんの力をやっばりある程度結集できるようなファンドという組織、それは県で最初言ってきたわけですが、それでなくて地元である程度基金も取り崩しできるという民都の協力が得られるんならやっばり今の方がいいと、早い方がいいというふうには思ったところであります。その方が、今の方がやっばり民都の協力も得られると、民間の方の協力も得られると思っただけです。後でとか、条件が整ってなどといったらほとんどずるずるできなくなるというのが今までの結果でありますから、私はやっばり今やった方がいい、スピーディーにというふうになったら今ということだと判断をいたしました。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** まあそういうことを、多分答弁は返ってくるんだろうと思いましたが、私は、今回のこのやり方というのは今までにないやり方だと感じます。しかし、今の時期、本当に丁寧にこれらをしていかないと大変なことになるなというのと、何かこの議会が今この判断を求められているわけですが、それにしてもちょっと手順も何もかにもおかしいというのが私質疑させていただいて、まだまだ残っているところ。これについては後ほどまたいろいろあるでしょうからそこにゆだねたいと思います。

ちょっと市民課長には大変申しわけない。通告をしておきながら、そこまで入っていくことができませんでした。この部分については細部でお聞かせいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。終わります。

○**渋谷佐輔委員長** 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにペー

ジ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第82号 平成18年度長井市 一般会計補正予算第4号についての 質疑

○**渋谷佐輔委員長** まず、議案第82号の1件について、ご質疑ございませんか。

5番、佐々木謙二委員。

○**5番 佐々木謙二委員** 15ページの関係で、建設課長にまずお伺いをしていきたいと思っております。

先ほど財政課長の方から概要説明がなされたわけでありましてけれども、詳細な中身がちょっとわかりにくかったものですからお聞きをしたわけでありまして、15節の工事請負費1,280万円減額されております。それから22節の補償補てん及び賠償金が460万円減額されております。これはこの予算書を単にごらんになれば、道路新設改良工事の中で一部やらなくても済んだとか、あるいは安くて済んだとかいうことで工事請負費が下がったのかなと、それに関連して補償補てんの関係も減額されたのかなと、単純に見ればそういうふうにはしか見えませんが、この予算書では、ところが、いろいろ内訳があるんじゃないかというふうに思いますので、その内訳、内容をわかりやすく答弁をいただきたい。

○**渋谷佐輔委員長** 浅野敏明建設課長。

○**浅野敏明建設課長** お答えいたします。

まず、工事請負費の減額でございますが、市道八景館線、これまちづくり交付金事業で行っています泉地内の市道の道路改良です。ここについては当初、工事まで実施する予定であったわけですが、いわゆる土地図の不整合がありまして、なかなか進まなかったというのが現状であります。そういったことで、工事までな

かなか期間的には見込めないということで、工事請負費は1,480万円を減額をさせていただいたところであります。

また、22節の補てん補償及び賠償金の460万円でございますが、これについては、同じく市道八景館線につきましては今お話しした理由によりまして800万円の減額をさせていただいております。

もう一つですが、市道花作平山線でございますが、17年から18年の工事に伴う騒音等の被害によりまして、隣接する肉牛の生育不良に対する損失補償として340万円を計上させていただきまして、合計で460万円の減とさせていただいたところであります。以上です。

○**渋谷佐輔委員長** 5番、佐々木謙二委員。

○**5番 佐々木謙二委員** 説明を受ければこの減額の中身がわかってくる、こういうふうになるわけですね。できるだけ建設課長には、議会にはわかりやすい資料をぜひ提出していただきたいなということを申し上げておきたいと思っております。

今話が出ましたように、牛の生育不良に対する補償も含まれてるという話が出たわけです。このことで若干私、質問させていただきたいわけなんです、実は今後の公共工事、いろんな公共工事これからたくさん出るわけですけれども、すべて波及してくるんじゃないかと、そういう心配があるものですからお聞きをさせていただきたいということでございます。

まず、私初めてこういう補償というのが、私も市の方にお世話になりましたけどもこういう経験ございませんでした。初めて出てきたものですからちょっとお聞きしたいわけなんです、これは直接農家の方から要求が出されたのかどうか、まずお聞きしたいんですが、これ後で聞きます。一緒に聞かないと、細部審査なものですから何回も立てませんので、その辺ご了承くださいたいと思っております。

一般的に工事補償というのは、私の認識している範囲では、用地補償、これは当然道路切りますから因果関係が出てきますから、それは補償は当然だと。あるいは住宅の移転、これも当然出てきます。それから立ち木の補償等々も、これも当然因果関係ではっきり明確に出てきます。ところが、この牛の補償というのは非常にこの因果関係というふうな把握が大変じゃないかなという思いをいたします。本当にその因果関係というのは数値的にはじかれるのか、非常に私は不明確でなかなか困難ではないかなというふうに思っております。こういう場合ね、住宅補償とか、それから用地補償とか、そういった部分というのは工事全体の中で、まちづくり交付金ですか、あるいは別の事業ですと補助事業もあるでしょう、そういった場合にその事業費の中で処理できるわけですけれども、こういう場合、損失補償ですね、これは補助金の対象になりますか、あるいは一般財源で処理することになりますか、この2点お聞きします。

○**渋谷佐輔委員長** 浅野敏明建設課長。

○**浅野敏明建設課長** お答えいたします。

まず第1点目でございますが、17年の年度末からこの工事を施行するために説明会を3月に開催しております。当時、今回の当人であります牛舎の所有者から、騒音、振動に対して非常に肉牛が敏感であるので十分な対策を講じていただきたいというふうな要望がございました。先ほど佐々木委員もお話ありましたが、私も長年の中でこういうケースは初めての事例でありまして、こちらとしても一体どの辺まで牛に影響あるか大変疑問を持ったわけですけれども、業者の方には、防音のシート等につきましては諸経費の中で計上できますので、その中で防音シートなどを設置して行うよう指示したところでございます。

あともう1点でございますが、損失補償につきましては、国土交通省の通達によりますと公

共取得に伴う損失補償基準要綱の施行についての中で、事業施行中または事業施行後における臭気、騒音、水質汚濁等により生ずる損害等については損失補償として取り扱うことができると、これは損失が社会生活上受忍すべき範囲を超えるものである場合は損失補償することは差し支えないとするような判断がございませう。そういったことで、山形県の前例もございませう。山形県の指導を仰いで決定したところでありませう。

なお、財源については、このたびは補助事業ではなくて起債事業の方で対応させていただいたところませう。以上ませう。

○**渋谷佐輔委員長** 5番、佐々木謙二委員。

○**5番 佐々木謙二委員** 一般論として、国の指導なり県の指導なりによりませうとそういう事例が、むしろそういう出すことはできるんませうと、それはわかります、わかりますよ。

それから一般財源で処理してるということになりますね、私はこの一般財源で処理してるっていうのに非常に不満というかね、いろいろ疑問もあるなというふうに思ってるんませう。というのは、我々が地域の中でいろんな市民の方々からちっちゃい要望たくさん出てきますよ。そういったものもなかなか建設課長に、あなたにしょっちゅう行くわけですが、「金がなくてできない」と、「維持費がなくてできない」と、一方でそういうふうに言われている中であって、公共工事での間接的な補償といえども、そこはやっぱり慎重にしていく必要があるなと。そして、今まで建設課長も事例がなかったと、こう言ってるでしょ。これが事例になるんませうよ、これが。そうなりますと大変なことになりませうか。これからの公共工事、周辺の畜産農家、畜産農家だけではありませんよ、コイにも影響出てきたとかいろんなことが出てくる思いますよ。そういったものがすべて要求されたときには、先ほど国の指導なり県の指導によって支出

しなければならないと、一般財源でしなければならない、こうなったら大変なことにはなりはしないかと、そういう心配なんませう。

それから、過去にたくさんありましたよ。ですけれども、自分のうちの前の道路を新しく整備をしてもらうんだからということで皆さん我慢してるのが一般的ですよ。ですから今までなかったんませうよ。まちの中でも公共下水道は今までたくさんやってきましたね。鉄板でパネルで打ち込んで、そして住宅にひびが入ったなんっていうのたくさんありました。ですけれども、そういうものも補償なんて一切、住民も市民の方々々は求めてきませんでした。ですけれども、出せるということでこれが出ていったならば、今後はそれが事例になる。すべて今度工事する場合は、そういう補償は求めませうよと、そういう判こをもらって一筆もらってやらないと公共工事なんてできなくなると、そんなことになったら大変なことになるんじゃないかという思ひもあります。

それから今回のケースは、聞くところによりませうと1カ所だけじゃなくて、その近くにも身近に畜舎があると、そちらの方には出さないと、そうでしょ。しかもその畜舎は肉用牛じゃなくて乳用牛だと。乳用牛になりますと肉牛よりも敏感でデリケートですよ、乳を毎日出すわけですから。そちらの方には出してない。要求されたから、これは国なりの事例もありますからこちらは出しましたということになった場合に、片手落ちにならないのかなと、不平等にならないのかなと、そういう心配もあります。今回に限って言ってもそういう心配がされます。非常に難しくなるなというふうに思いますが、率直に、建設課長、どう思いますか。

○**渋谷佐輔委員長** 浅野敏明建設課長。

○**浅野敏明建設課長** お答えいたします。

基本的には公共工事に伴う騒音等の補償につきましては補償責任がないというふうには、基本

的には私もそう思います。しかし、損失が生活上受忍する範囲を超えたもの、このたびは隣接する牛舎と、それから150メートルぐらい離れてる牛舎2つを所有する方でございます。同じく生育した牛舎の販売にかかわって歴然たる違いが発生したということが米沢の食肉公社の資料を見させていただきまして明らかになったということもありまして、補償をするべき受忍する範囲を超えてるというふうな判断をさせていただいたところでもあります。

今後につきましてははですけれども、県の方で損失補償したときの資料をいろいろ今回はいただきました。騒音でいきますと、騒音測定器ではかります85ホン以上であると肉牛に何らかの影響を与えるというふうなことが判明しております。このたびこちらとしても測定器を借りてきて測定したところ、70ホンから91ホン、そして大型ブレイカーで65ホンから94ホンがございました。特に今回大型ブレイカーの騒音、これはコンクリートの破碎、それからこのたびはれき質での土質であったこと、大きな玉石等があったということがあって大型ブレイカーを採用したわけですが、その騒音が非常に高かったというふうに思っております。本人から生育不振の話があったときからは使用を中止させていただいておりますけれども、そういった土質等のこともありますから、非常に今後は、工事等については慎重になさなければならないというふうに思っております。通常の土質であれば85ホンを超えるというふうなことはないかと思いますが、なお慎重に扱わなければならないと思います。

そういった影響を与えるようなことが考えられる場合、例えば事前に牛を移動していただくとか、または先ほど委員からお話ありました承諾書を取り交わしていただくとか、ルート選定に当たってはそういうことも加味してルートを設定していくとか、今後慎重に扱ってまいりた

いというふうに感じたところであります。以上です。

○**渋谷佐輔委員長** 5番、佐々木謙二委員。

○**5番 佐々木謙二委員** 食肉公社だったかどうかちょっと忘れちゃったけども、それらの資料に基づいてそういう被害が生じるということを受けとめたという趣旨のようですが、正直この因果関係は本当にわかりますか。私は非常にわからないと思うんですよ、正直言って。専門家でそれぐらいあるんじゃないかぐらいなことはわかるかもしれないけども、なかなか難しい問題だなというふうに思いますよ。

近くにね、乳用牛もいらっしゃるでしょ。そっちは出さないですね。これはデリケートですからね、すぐにとまる場合もあるんですよ。それからやっぱり豚とか鳥なんていうのはね、卵すぐ産まなくなりますよ。それを一々請求されたらね、ほんじゃあ国の指導もこうなってますから出しましょうなんて安易な気持ちではなかなかうまくないんじゃないかなと。

私は、この事例が今回分岐点になると思いますよ。これからの公共工事を進める上での大きな問題点を含んでるというふうに思います。これ、今回肉用牛ですけども、人に対する精神的な部分なんていうふうなものだって出てきますよ。ですからその辺は公共工事進める場合には、一切これからはそういうことにしませんよということを進めていかないと大変なことになると。ですからこれから先鞭をつけることになってはならないので、私はここは慎重に取り扱っていくべきだと。

したがって、判例、事例、長井市の今までやってきたいろんなこれまでの過去の事例、そういうものを踏まえながら、そして顧問弁護士さんの意見なども聞いて、そして適切な判断をしていかないと、ほかの一般市民から見れば、あそこの道路よくしてもらって、そのほか補償ももらったんだと、市民感情からいってもよくな

いですよ。ですからそういうしこりが残るような処理の仕方は絶対しないでほしいなという私の希望です。希望もありますが、ここは慎重な取り扱いをしていただきたいなというふうに思いますが、市長、どうでしょうか。

○**渋谷佐輔委員長** 目黒栄樹市長。

○**目黒栄樹市長** 私も気持ちは全く佐々木委員と同じなんです。おかしいじゃないかと、まず私は突き返しました。ところがね、弁護士に相談したものは別にして、国とか、やっぱり騒音訴訟というのはどんどん判決が厳しくなってるんですね。85ホン以下だとか70ホン以下とか、例えば新幹線だとか高速道路だとか、そういうものに対して耐えがたいというふうな判決が出てくると補償になっちゃうんですよ。ですからその裁判も係争中でずるずる引っ張っておった方がいいのかどうかなんていうことを考えると、やっぱり少し国や県はやわらかくなってきているのかなという、そういう今の状況もあります。しかし、現場を預かっている私は、基本的にはやっぱりそういう、そんなだったら本当にルート変更とか少し道義にとまらわなかったらそこはできませんよというふうに逆になりますからね、それでもいいですかと地元の人に聞かなきゃなんないぐらいね、やっぱりこれは他に拡大しないようしなきゃいけないよというふうに私もくぎを刺したし、慎重な取り扱いをしなきゃいけないというふうに思っています。

○**渋谷佐輔委員長** 5番、佐々木謙二委員。

○**5番 佐々木謙二委員** 最後にしたいと思いますが、場合によっては、こういう問題出てきたときには、市長も私の意見に賛同していただきましたし、やっぱり上司と相談して、場合によっては途中でやめると、それくらいの気持ちを持って、そして地域の中で、あるいは個人がどちらを選択するのかということも出てくると思いますが、これを本当に慎重にさせていただかないと私は後で悔いを残すというふうに思います

ので、そのことを申し上げて、ぜひ予算執行に関しては慎重に研究してやっていただくことをお願い申し上げて、終わります。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** ちょっと関連したいところなんです、期間がとても長かったですね。17年度から18年度というふうに言っていますが、それ正確にいつからいつまでの期間だったんですか。それと、その途中で、どうも成長がよくないと、もうちょっと防音をちゃんとしてくれないかというようなことなんかもあったんですか。

○**渋谷佐輔委員長** 浅野敏明建設課長。

○**浅野敏明建設課長** お答えいたします。

工事期間は平成17年3月28日からことしの10月までの工事期間でございます。補償対象となった肉牛につきましては昨年の8月4日からことしの1月14日までの間の販売した肉牛に対する補償でございます。以上です。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** すると、まだ残ってるわけですね、これから販売する牛の。販売された牛の差額の分は残ってないんですか。

○**渋谷佐輔委員長** 浅野敏明建設課長。

○**浅野敏明建設課長** お答えいたします。

当該牛舎の付近の工事は既に終わっておりますので、花作平山線の全体工事の期間を先ほど申し上げたわけですが、この場所の工事については既に終わっております。

○**渋谷佐輔委員長** 6番、安部 隆委員。

○**6番 安部 隆委員** 関連でありますけれども、大変厳格な畜産事業をなされている方だなというふうに思っております。そこで、先ほど建設課長が答弁されましたような、資料としてデシベルの測定結果と、その食肉公社の見立ての価格低下の資料等あれば、今後の参考になりますので、ぜひいただきたいというふうなことでございます。

+

それと、本当にこのような、今まで私もありませんが、聞くのも初めてでありますけども、こういった補償があると。これらを請求する農家というのは本当にすばらしい、事業にかけている方かなというふうに思いますけども、こういう方のこの環境面というものも非常に最近はうるさく言われていますけども、この地域ではやっぱり畜産等々の農家が多いというようなことで、これは市民課ですけど、こういったところからの何か苦情とか、そんなことは多分ないと思いますけども、厳格な畜産農家ですから、そういうことは耳にしませんでしたか、ちょっとお聞きします、市民課長。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一市民課長。

○**小泉良一市民課長** お答えをしたいと思います。

ここの牛舎から堆肥の汁が漏れてるといような苦情というか通報が、昨年だったか定かじゃございませんがございまして、私と係長で現地に行ったところつゆは出てなかったんでございまして、それはデマ通報っていうんですか、そんなふうに感じましたが、いろんなトラブルがあるんだなというふうに感じてきたところでございました。以上でございます。

○**渋谷佐輔委員長** 6番、安部 隆委員。

○**6番 安部 隆委員** ありがとうございます。

やはりそうした厳格な方ですから、そういうところは騒音以上に守っていただきたいということを申し添えていただきたいなと建設課長にお願いするわけですけども、それと資料の件と、お願いします。

○**渋谷佐輔委員長** 浅野敏明建設課長。

○**浅野敏明建設課長** 資料については今の段階でお配りの方がよろしいでしょうか、後でよろしいですか。資料についてはお配り申し上げたいと思いますので、お願いします。

当然騒音だけでなく臭気、それから環境問題についても市としては目配りをして、その辺はしっかり監視等をしたいというふうに考えて

おりますので、ご理解をお願いします。

○**渋谷佐輔委員長** 6番、安部 隆委員。

○**6番 安部 隆委員** やはり課が違うからというようなことでなくて、統一したこの市民生活を守るというようなことは同じでありますので、その辺は十二分に注意をしていただきたいと、これこそがやはり片手落ちの行政になってしまふというふうになると思いますので、その辺は肝に銘じてやっていただきたいというふうにお願いをいたします。

○**渋谷佐輔委員長** ほかに。

17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** 7ページ、市民文化会館長にお聞かせいただきたいと思いますが、ここで寄附金いただいておりますが、協議会で報告された中身では、オペラ事業を指定した八文字屋さんと日本出版販売さんからの寄附だというふうに聞いております。オペラをやったときに足りなくなったからまたお願いしたんだかどうかわかりませんが、総事業費で幾らになりましたでしょうか。

○**渋谷佐輔委員長** 平 正行市民文化会館長。

○**平 正行市民文化会館長** お答え申し上げます。2,260万円、これが大体総事業費となります。

○**渋谷佐輔委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** この件で、結構市民文化会館長もこの資金集めに苦勞をしたように予算書を見ると思うんですけども、ちょっと疑問に思った部分は、長井教育会からも寄附をいただいたので、それに対する感謝状が11月3日に出されてましたね。その部分というのは長井教育会というのは私も会員になっていて、学校に通う資金が不足する場合にそれを貸し付けるっていう事業をしてるんだと思いますけれども、教育会の定款にこういうところに寄附していいようなものがあるんですか。というのは、ここを私聞かなきゃいけないのは、事務局が市民文化会館長のところなんです、両方とも。だか

ら右のポッケから左のポッケに移すかどうかという作業で済む部分なんです。それ見たら私は、やっぱり目的に沿った格好であれば問題ないですけども、感謝状を出さなければ私もあんまり気づかなかったんですけども、そんなことがありますのでお聞かせください。

○**渋谷佐輔委員長** 平 正行市民文化会館長。

○**平 正行市民文化会館長** まず、長井教育会の事務局は文化会館では持っておりません。社団法人ですので、事務局長以下、あと職員が1人というふうな体制でやっております。

あと、11月3日の感謝状につきましては、文化事業に対する市の貢献をしたという項目に該当して100万円以上という部分に該当するために感謝状の授与となったものと思います。

また、この今回の100万円のご寄附につきましては、来年が長井教育会の30周年になりますが、そのプレ事業の一環、あと定款、ちょっと私深く存じ上げませんが、文化事業に対する貢献という項目があると聞いてございますので、そここのところに該当するべく、今回のご寄附となったものと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 6番、安部 隆委員。

○**6番 安部 隆委員** 14ページ、まちづくりファンドについて、市長にお伺いをしたいと思います。

先ほど来から総括によりまして質問をされまして、その中で私も若干ちょっと疑問な点がありまして、この先ほどもらった資料での拠出金の限度はというふうなことでここ書かれておまして、3分の1と、こういった形で3,000万円、3,000万円の9,000万円だというようなことで我々の勉強会でもそう聞いたわけです。弾力条項わかりませんが、先ほど商工観光課長からは、自治体と民間が3,000万円の場合は民都が3,000万円、また自治体3,000万円、民間1,000万円、3、1、4の半額というようなことでお答えになられましたけども、どうも市長

の考えは、初めからこの6,000万円、市が支出します3,000万円の倍の6,000万円を事業費に見てるような感じがしますけども、そうではないんですか。

○**渋谷佐輔委員長** 目黒栄樹市長。

○**目黒栄樹市長** そんなことはありません。そんなことはありませんが、それはやっぱりこの3,000万円という当初のあれよりは難しいなという勘ですよ、勘。勘がありますから、そういったところにもやっぱり柔軟に構えていった方がいいのかなと。それから、これは情報公開ですから民都はそういうふうになってますので、そういう場合もあり得るぞと。しかし、もう私12月14日で終わりですから、私の判断はもう今度は次の人に引き継ぐわけだし、議員も新しい議員の皆さんでいろいろ議論していただければいいわけですが、やっぱり少し柔軟に構えて、まちづくり基金というのは新たにやっぱり創設していった方がいいのではないかなというときに、そういうふう考えたところであります。

○**渋谷佐輔委員長** 6番、安部 隆委員。

○**6番 安部 隆委員** やはり先ほど高橋委員が指摘しましたようにね、非常に財政が厳しい中でこの3,000万円の拠出というのはなかなか大変だなというふうに思ってますけども、この辺、財政課としてはどのようなお考えというか、認識でおられたのか、その辺ちょっと若干なりお聞かせいただきたいと思います。

○**渋谷佐輔委員長** 松本 弘財政課長。

○**松本 弘財政課長** お答えいたします。

今回のこの3,000万円につきましては、予算に計上する際に担当課の方に当然のことながらヒアリングを実施させていただいたところでございます。

考え方につきましては、先ほど来出ていますように、3,000万円を上限として1対1対1が原則なんだということで査定の段階では話を承ったところではございました。委員ご指摘のとおり

+

り、今年度の財政運営につきましても大変な状況がございます。したがって、この辺の部分について勘案しながら、そういったことも踏まえて今回予算の計上をさせていただいたというふうに私は思っております。

○**渋谷佐輔委員長** 6番、安部 隆委員。

○**6番 安部 隆委員** やはり市長、若干の認識というか、とらえ方というか、違うように考えますけども、やはり1、1、1の原則ということでこれいかないと、なかなか今後のこのまちづくりにも忌憚を生じるんじゃないかなというふうに思いますけども、いかがですか、市長。

○**渋谷佐輔委員長** 目黒栄樹市長。

○**目黒栄樹市長** これはやっぱりできるだけ民都からも、俗な言葉で言えば金を引っ張り出したというわけですよ。民間からもやっぱりお願いした方が、行政の金だけでまちづくりをしようというそのあれではやっぱり今これからますます限度がありますから、そういった意味で民都の規程がそういうふうになっているということをお話ししたわけでありまして、それは1対1対1で固定化するのか、それとも少し柔軟に構えていくのかの決断しなきゃならないときは決断するということだと思いますよ、それはね。だからそれは、私は決断するときは決断しますが、まず今のところは、まず商工会議所が3,000万円集められるのかどうかということをやっぱり見ていかなきゃいけないわけで、柔軟に構えておいた方がいいのではないかなと思います。

○**渋谷佐輔委員長** ほかにございませんか。

11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** 4ページ、債務負担行為の補正について簡潔にお伺いをします。

緑が丘斎場の業務委託ということで600万円になっています。私、ずっと資料などいただいて感じることも何点かあるんですが、まず今回、指名競争入札ということになるんですけど

も、何社を指名をされようとしているのか。それから債務負担行為のこの額、600万円の実は見積もりというか、考え方について、ここに厚生常任委員会の方に示された内容がありますけれど、これを見てもみますと、この全部、全部というか、見積もりの内容は全部人件費ですね。賃金であり、それから増員分、これも賃金、あと社会保険料などと、こうなってるわけですね。これだけで委託というか、業務委託、受託できる業者って、本当に限られてくるんでないかって私はこう感じるわけですよ。そのほかの諸経費なんて何にもないんですね。ましてや、その火夫などの賃金を合計した額というのは663万9,592円というふうにしておいて、だけどこからまた減額するわけですよ。結局、斎場の稼働日数であるとか何ぼ出たのであるかという実績をもとにして、ここからだっと減額をして実績値572万7,780円として、だけど消費税もあるから601万4,000何がしというふうにして600万円にしたというふうになってますけど、これでは新しい業者、これ絶対参入できませんよね。人材派遣みたいな会社でなければ絶対これ受けられませんよね。こういうことが果たしてこの指名競争入札という際に公正というふうに言える中身なのかどうなのか、どう検討されたんだろうか、私は不思議でならないんです。

この間の入札の調書を見てもみますと、シルバー人材センターが入札に入ってからというのは、ほかの業者との入札の価格は倍半分まではいかないけど大差ですね、大差で落札してるわけです。これは多分このままでは落札がもう決まってしまう、シルバーしかも落札できないというこの入札になってしまいはしないかということが本当心配なわけですけども、こちら辺はどういうふうに整理をされているのでしょうか、お聞かせいただきたい。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一市民課長。

○**小泉良一市民課長** お答えをいたします。

指名競争入札の業者数というふうなお話でございますが、例年、指名審査会にお諮りをしましてそこで決定をさせていただいています。19年度についてもこのようなことでありますので、今現在としては何社というのはちょっと申し上げるところではないのでございますが、17年度、18年度などは2社で指名をしておったところがございます。

それからシルバー人材センターのことで、業者が決まってしまってるのではないかというふうなお話でございますが、指名競争入札をしているわけでございますので、決まっているというふうには考えてはいないわけでございます。入札の結果などを見ますと、おっしゃられるように、昨年度でございます、現在やっているとところの入札の結果が357万1,000円なり差が開いているところでありまして、しかし、それぞれの見積りの考え方でございますので、私どもとしてはいたし方のないことだというふうに思っています。

安過ぎて勝負にならないというふうなお話もあるわけでございますが、かつてJAが受けた実績もございまして、委託料を経済的にできるのにわざわざ高く設定をするということとはちょっとどうかというふうに思いまして、受けてくださる実績もございまして、このようなことで算定をさせていただいてるところでございます。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** JAがかつて落札、落札してないんですね、これ話し合いで決まったんですね。平成15年は何回も入札して、1回最初入札してだめで、2回目の入札で、それも3回やったんだけどそれでもだめで話し合いでしたんでしょ。無理があるんだと、私はこう思いますよ。

総括ではありませんからもう一回だけお聞きしますけども、例えば、例えばですよ、この見

積もり価格、積算の中で社会保険料などという記載がありますけれども、少なくともこういう記載をしていること、それからもう一つ、今できるだけ社会保険加入してくださいと、企業にはね、国民健康保険ではなくて、あるいは国民年金ではなくてというその働きかけをやってますね。ということから考えても、少なくとも指名する業者を選定するに当たっては、社会保険に加入をしている企業、業界、業者ということで私は選定をすべきでないかと思うんですよ。この積算の内容に合致をした業者を指名をする、選定をするということが私は必要だと思いますよ。そこは市民課長ではなくて助役の方がいいのでしょうか。指名の根拠は助役ですよ。それはどうですか、助役。

○**渋谷佐輔委員長** 長谷部宇一助役。

○**長谷部宇一助役** 指名審査委員長としましては、担当課から出てきたその業者について適正かどうかを判定するだけでありますので、どこの業者を入れるかということについては審議をいたしませんので、私の口からは申し上げることはできません。

○**渋谷佐輔委員長** 11番、高橋孝夫委員。

○**11番 高橋孝夫委員** だそうですから、市民課長、どうでしょうか。

○**渋谷佐輔委員長** 小泉良一市民課長。

○**小泉良一市民課長** お答えをいたします。

社会保険料などの積算の中に加味しているのは、社会保険に加入をなさっている業者も当然入ってくるとして、当然として入れてるところでございます。今後、社会保険に加盟してる業者だけをというふうなお話でございますが、それについては過去の実績としてやられてきたシルバー人材センターが当然いるわけでございますので、そういったことも当然加味していかなければならないと考えております。

○**渋谷佐輔委員長** 16番、藤原民夫委員。

○**16番 藤原民夫委員** 12ページの3款1項2

+

日中一時支援事業費40万円についてお尋ねをいたします。これは昨年の10月に障害者自立支援法が成立してこういった支援事業が実現したというふうなことであろうと思いますが、この内容につきましてお聞きをいたします。

- 渋谷佐輔委員長** どなた。
- 16番 藤原民夫委員** 福祉事務所に。
- 渋谷佐輔委員長** 平 英一福祉事務所長。
- 平 英一福祉事務所長** お答えいたします。

日中一時支援事業の積算でございますが、これ新規事業ということになります。日帰りの短期入所を、3月から9月までの実績が78万円掛ける7分の5の55万円ということでございますが、冬季の利用鈍化を考慮し4万円と、児童介護給付がデイサービス1名増のために予算残が見込めないため予算の組み替えができないので、新規として計上させていただいたというものでございます。

- 渋谷佐輔委員長** 16番、藤原民夫委員。
- 16番 藤原民夫委員** これ障害のある人の日中活動の場としてその機能を果たして、主に地域で活動している小規模作業所、これなども該当すると思うんですが、その場合、例えばすぎなどか、あるいは駅前の小規模作業所とか、そういったところも該当するんですか、どうですか。

- 渋谷佐輔委員長** 迅速をお願いしますよ。

平 英一福祉事務所長。

- 平 英一福祉事務所長** お答えいたします。
今、委員の方から上げられました施設について、該当するところとしないところとあると思いますが、今現在詳しい資料持ち合わせないものですから、後ほど該当する施設の方を上げさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

- 渋谷佐輔委員長** 16番、藤原民夫委員。
- 16番 藤原民夫委員** 結構ですが、私そんなに珍しいこと聞いてないんです。すぎなどか、

それから小規模作業所のフラワーほっとなんかはこれに該当してるのかと、これだけお聞きすればいいんです。

- 渋谷佐輔委員長** 平 英一福祉事務所長。
- 平 英一福祉事務所長** フラワーほっとは該当しないかと思いますが。

- 渋谷佐輔委員長** 16番、藤原民夫委員。
- 16番 藤原民夫委員** そうなると、その理由はNPO法人格を取ってないということになるのかと思いますが、その状況は今どうなってますか、NPO法人、もう少しで取られるののだとか、いや、全然話にならないとか。

- 渋谷佐輔委員長** 平 英一福祉事務所長。
- 平 英一福祉事務所長** フラワーほっとにつきましては、今NPO法人化に向けて準備を進めているというふうなことを伺っております。

- 渋谷佐輔委員長** 16番、藤原民夫委員。
- 16番 藤原民夫委員** だったらそれが取得すれば、この事業費に該当するということになりますか。

- 渋谷佐輔委員長** 平 英一福祉事務所長。
- 平 英一福祉事務所長** NPO法人格を取ったとしても、日中一時支援事業ということで契約しない限り、別に該当はしません。契約でなくて該当しないということです。

- 渋谷佐輔委員長** 16番、藤原民夫委員。
- 16番 藤原民夫委員** 隣の健康課長がむしろわかるような気がしますので、健康課長、これ該当するのはどのような条件がさらに要るんですか。

- 渋谷佐輔委員長** 船山祐子健康課長。

- 船山祐子健康課長** お答えいたします。

この日中一時支援事業というふうな項目につきましてはフラワーほっとの場合は該当項目ではございません。フラワーほっとは地域支援活動支援事業か、もしくは就労継続支援のB型というふうなことの別メニューでの該当になりますので、これとは全く異なったメニューになっ

ております。以上です。

- 渋谷佐輔委員長** 16番、藤原民夫委員。
- 16番 藤原民夫委員** するとすぎなはどうですか。いただいた資料にも出てないものですかからお聞きしたい。
- 渋谷佐輔委員長** 平 英一福祉事務所長、はっきりお願いします。
- 平 英一福祉事務所長** 後ほど、どこがするかしないかということで資料として提出させていただきますので、よろしくをお願いします。
- 16番 藤原民夫委員** わかりました。詳しい資料をお願いします。
- 渋谷佐輔委員長** ほかにご質問ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 渋谷佐輔委員長** ほかに質疑もないので質疑を終結いたします。

議案第83号 平成18年度長井市 国民健康保険特別会計補正予算第2 号についての質疑

- 渋谷佐輔委員長** 次に、議案第83号の1件について、ご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第84号 平成18年度長井市 水道事業会計補正予算第3号につ いての質疑

- 渋谷佐輔委員長** 次に、議案第84号の1件について、ご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で各会計補正予算案に対する質疑は全部終了いたしました。

平成18年度長井市各会計補正予算 案の表決

○**渋谷佐輔委員長** これより各会計補正予算案に対する討論、表決であります。ご意見のある方は本会議にご発言いただくこととし、この際、討論は省略し、直ちに採決を行います。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** 15番、鈴木小市委員。

○**15番 鈴木小市委員** 7款の商工費ですね、2目商工振興費の住民参加型まちづくりファンドの拠出金の件について、私たちの会派の勉強会での商工観光課長の説明と、協議会での商工観光課長の説明と、本日の商工観光課長の説明の内容がまちまちでありますし、私たちの勉強会でもこのような資料を提供、お願いをいたしましたけれども、いただけませんでした。それで非常に判断しにくい面がございますので、議会運営委員会もしくは代表者会議を開いていただき精査させていただきたいと思いますので、休憩願いたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○**渋谷佐輔委員長** 所定の賛同者がございますので、直ちに休憩いたします。

午後 2時54分 休憩

午後 4時31分 再開

○**渋谷佐輔委員長** 休憩前に復し、会議を再開い

たします。

ただいま休憩中に開催されました議会運営委員会について、報告を求めます。

鈴木武次議会運営委員長。

○鈴木武次議会運営委員長 ただいま議案第82号について、議事進行が提出された案件で協議を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議会運営委員会において、提案者の目黒市長から、これまでの質疑応答の中で選択肢として市と民間との拠出額に差がある場合もあり得る旨の答弁がありましたが、議会は地方公共団体の意思決定機関でありますので議会での決定に従いますとのご発言がありました。議会運営委員会では、民都、民間、市がそれぞれ1対1対1の割合で予算執行していただくよう要請しましたところ、それに従いますとのご発言がありました。予算特別委員会の採決に当たり、このことを踏まえて表決されますようご報告申し上げます。

○渋谷佐輔委員長 まず、議案第82号 平成18年度長井市一般会計補正予算第4号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○渋谷佐輔委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 平成18年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号の1件について、採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○渋谷佐輔委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号 平成18年度長井市水道事業会計補正予算第3号の1件について、採決い

たします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○渋谷佐輔委員長 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

閉 会

○渋谷佐輔委員長 以上で本予算特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、来る14日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましては、私に一任くださるようお願いいたします。

予算特別委員会はこれをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時36分 閉会